

3. 地場企業工場等立地促進補助金

事業拡大に伴う工場等の新增設などの設備投資を支援します！

事業の内容

目的

地場企業（県内立地後5年経過の誘致企業を含む）が行う新規雇用を伴う、工場等の新增設に対して、県外からの誘致企業向けと同様の支援策を提供することにより、県内の設備投資と新規雇用を促進します。

支援対象

県と立地協定を締結する地場中小企業
（大企業向け制度も別途有）

県内での事業実績5年以上
（県内立地後5年経過の誘致企業を含む）

業種：製造業、ソフトウェア業、試験研究機関

要件

投資額3億円以上（土地代を含む）かつ新規雇用10人以上
投資額は土地代を除き1億5千万円以上でも可
新規雇用は正社員に加え、雇用保険加入のパートタイム労働者等も対象

助成額

投資額の3～20% + 新規雇用1人あたり50万円 + 地場企業発注割増

投資額の助成率は新規雇用者数に応じて決定
（20人までは一律3%）

地場企業発注割増とは、他の地場企業への新規発注実績に対し、雇用者数に応じてその発注実績の10～50%を助成するもの

限度額：30億円

（投資割15億円 + 雇用割5億円 + 地場発注割増10億円）

特例措置等

- ・重点分野（ロボット・IoT関連、航空機関連、半導体関連、医療関連、グリーン関連）にかかる投資案件の場合、投資割の基本率は5%。
- ・指定工業団地や過疎地域への立地の場合、新事業展開を図る場合等については助成要件を緩和。
（土地代を除く投資額1億円以上、かつ新規雇用5人以上）
- ・工場等の新增設に併せて社宅や寮等の整備を行う場合、その投下固定資産額を補助対象に含めることができる。

ただし、その額は工場等の新增設に要する投資額を超えない額とし、上記の要件額には含めない。

問い合わせ先

産業労働部 企業振興課 地場企業支援班 担当者：森尾

電話：095-895-2634

FAX：095-895-2544

E-mail：s05163@pref.nagasaki.lg.jp